

職建港発第 0331001 号  
平成 21 年 3 月 31 日

(社)全国建設業協会 会長 殿

厚生労働省職業安定局  
建設・港湾対策室長

「日本型ワークシェアリング」の促進のための  
残業削減雇用維持奨励金の創設等について（周知依頼）

職業安定行政の推進につきましては、平素から格別の御高配を賜り厚く御礼申し上げます。

雇用調整助成金及び中小企業緊急雇用安定助成金（以下「雇用調整助成金等」という。）の制度概要等については、「雇用調整助成金等の拡充及び離職者住居支援給付金の創設について」（平成 21 年 3 月 3 日付け職建港発第 0303001 号）及び「雇用調整助成金等に係る支給要件の見直しについて」（平成 21 年 3 月 17 日付け職建港発第 0317001 号）により周知広報を図っていただきますようお願い申し上げたところです。

こうした中、今般、「残業の削減、休業、教育訓練、出向などにより雇用維持を図る、いわゆる「日本型ワークシェアリング」への労使の取組みを促進するため、雇用調整助成金の支給の迅速化、内容の拡充を図り、正規・非正規労働者を問わず、解雇等を行わず雇用維持を図るための支援などを早急に行う」こととされた平成 21 年 3 月 23 日の政労使合意を踏まえ、残業削減により労働者の雇用の維持を図る事業主を支援する観点から、新たに残業削減雇用維持奨励金を創設する（概要は別添 1 のとおり。）とともに、従来の雇用調整助成金等についても、当該助成金を受給する事業主のうち解雇等を行わない事業主に対して助成率を上乗せする（概要は別添 2 のとおり。）こととしました。

つきましては、それらの内容について御了知いただくとともに、貴団体傘下の事業主あて周知広報を図っていただきますようお願い申し上げます。

（※ 制度の詳細については、最寄りの都道府県労働局又はハローワークにお問い合わせ下さい。）

# 残業削減雇用維持奨励金のご案内

(雇用調整助成金制度)

～残業削減により労働者の雇用を維持する事業主を支援します～

## ◆助成金制度の概要◆

景気の変動、産業構造の変化その他の経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた場合において、その雇用する労働者や役務の提供を受けている派遣労働者の雇用の安定を図るため、残業時間を削減して雇用の維持等を行う事業主の方に助成を行います。

## ◆支給手続き等◆

本奨励金を受給するためには、労働組合等との間に残業削減に関する書面による協定を締結し、当該書面の写しを添えた残業削減計画届を事前に提出する必要があります。本奨励金の支給は、事業主の指定した対象期間(1年間)の初日から6か月ごとに区分した判定期間ごとに2回に分けて行い、支給申請期間は当該判定期間の末日の翌日から起算して1か月となります。

## ◆支給額◆

支給額は、各判定期間の末日時点における有期契約労働者及び役務の提供を受けている派遣労働者1人当たり、判定期間ごとに以下のとおりです。(ただし、上限はそれぞれ100人とし、残業削減計画届の提出日の翌日以降に新たに雇い入れられた人等は対象となりません。)

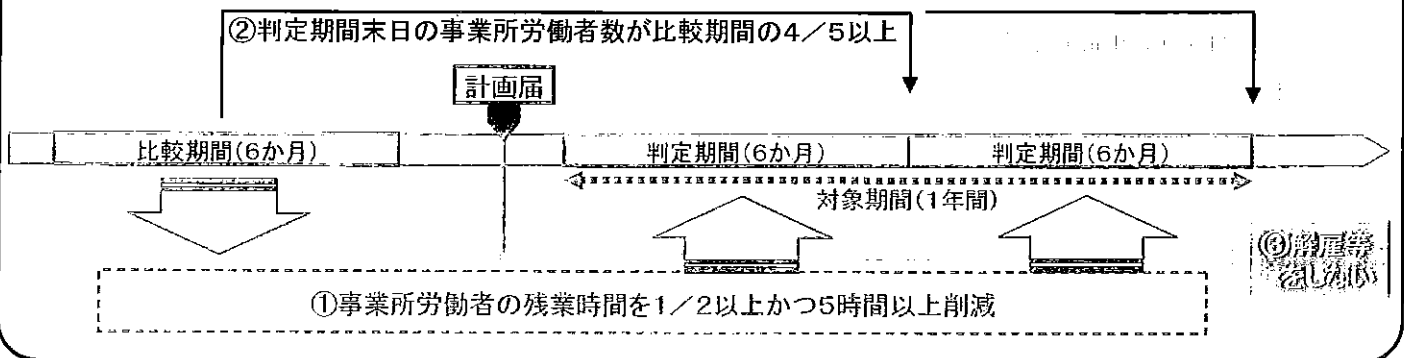
	〔有期契約労働者〕	〔派遣労働者〕
中小企業事業主	15万円(年30万円)	22.5万円(年45万円)
中小企業事業主以外の事業主	10万円(年20万円)	15万円(年30万円)

## ◆支給要件◆

本奨励金は、売上高又は生産量等の指標の最近3か月間の月平均値がその直前の3か月又は前年同期に比べ5%以上減少している事業所(中小企業の場合は直近の決算等の経常損益が赤字であれば5%未満でも可)の事業主に対し、それぞれの判定期間において、以下の支給要件を満たした場合に支給します。

- ① 判定期間における事業所労働者(事業所の雇用保険被保険者及び事業所に役務の提供を行う派遣労働者)1人1月当たりの残業時間が、比較期間(計画届の提出月の前月又は前々月から遡った6か月間)の平均と比して1/2以上かつ5時間以上削減されていること
- ② 判定期間の末日における事業所労働者数が、比較期間の月平均事業所労働者数と比して4/5以上であること
- ③ 計画届の提出日から判定期間の末日までの間に事業所労働者の解雇等(有期契約労働者の雇止め、派遣労働者の事業主都合による中途契約解除等を含む。)をしていないこと

## 残業削減雇用維持奨励金の支給イメージ



※詳細については、最寄りの労働局又はハローワークへお問い合わせください

厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク(公共職業安定所)

# 雇用調整助成金制度の拡充について

労働者の解雇等がない事業主に対し、助成率を上乗せします。

## ◆助成金制度の拡充の概要◆

景気の変動、産業構造の変化その他の経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた場合において、その雇用する労働者や役務の提供を受けている派遣労働者の雇用の安定を図るため、休業等の実施により雇用調整助成金及び中小企業緊急雇用安定助成金を受給する事業主のうち、解雇等を行わない事業主の助成率を上乗せします。

## ◆支給手続き等◆

通常の雇用調整助成金又は中小企業緊急雇用安定助成金の受給手続きに加え、支給申請書の提出時に雇用維持事業主申告書を併せて提出することが必要です。

## ◆助成率上乗せ要件◆

助成率は、以下の要件を満たした場合に上乗せします。

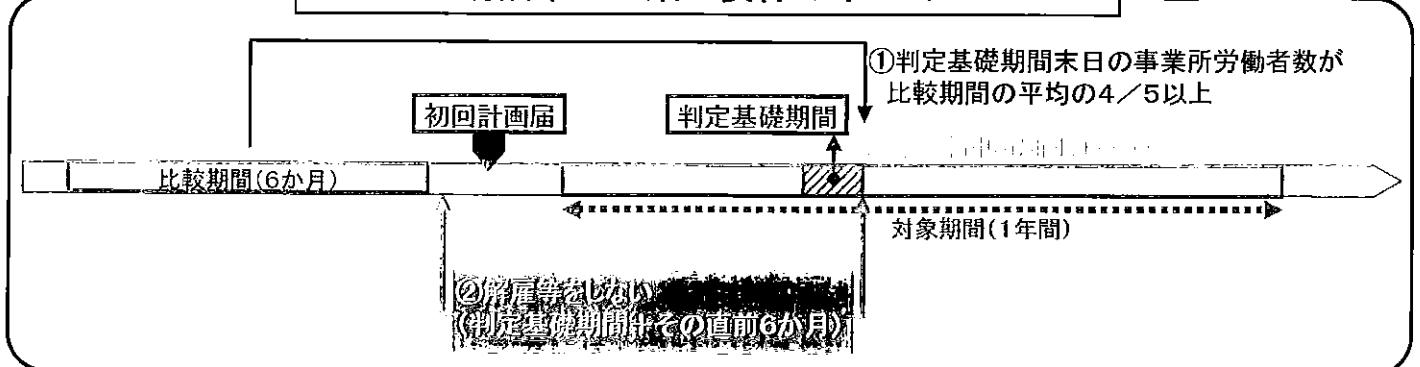
- ① 判定基礎期間(賃金締切期間)の末日における事業所労働者数が、比較期間(初回計画届提出日の属する月の前月から遡った6か月間)の月平均事業所労働者数と比して4/5以上であること
- ② 判定基礎期間(賃金締切期間)とその直前6か月の間に事業所労働者の解雇等(有期契約労働者の雇止め、派遣労働者の事業主都合による中途契約解除等を含む。)をしていないこと

## ◆助成率◆

雇用調整助成金及び中小企業緊急雇用安定助成金について、それぞれ以下のとおり助成率を上乗せします。

	〔通常の助成率〕		〔上乗せ後〕
雇用調整助成金	2/3	→	3/4
中小企業緊急雇用安定助成金	4/5	→	9/10

## 助成率の上乗せ要件のイメージ



☆詳細については、最寄りの労働局又はハローワークへお問い合わせください☆

厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク(公共職業安定所)